



2022年2月28日

各 位

会 社 名 星 光 P M C 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 滝 沢 智
(コード番号 4963 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 井 内 秀 樹
(TEL. 03-6202-7331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第55期定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 執行役員制度の導入に伴い、次の通り当社定款を変更するものであります。
 - ① 取締役における社長、副社長、専務及び常務の役位は執行役員としての役位とするため、現行定款第22条(代表取締役および役付取締役)から取締役におけるこれらの役位の削除を行うものであります。
 - ② 現行定款第15条(招集権者および議長)及び第23条(取締役会の招集権者および議長)において、株主総会及び取締役会の招集権者を取締役社長としていたものを、代表取締役に変更するものであります。
 - ③ 現行定款第19条(員数)の取締役の定員を現在の18名以内から14名以内に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月25日
定款変更の効力発生日	2022年3月25日

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款 (抜粋)	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、<u>代表取締役がこれを</u>招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p>
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>18名</u>以内とする。 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社の取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>14名</u>以内とする。 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行のとおり)</p> <p>2 当社の取締役会は、その決議により、必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。</p>

別紙

現行定款（抜粋）	変更案
<p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>現行定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に、これを削除する。</u></p>